



愛媛県報

発行 愛 媛 県

印刷 岡田印刷株式会社

平成15年 3月27日木曜日 第1442号外 1

◇ 目 次 ◇

道路の区域変更（県道湯山高縄北条線）..... 1

道路の供用開始（ " ）..... 1

告 示

○愛媛県告示第 766 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、松山地方局建設部において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成15年 3月27日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	湯山高縄北条線	北条市善応寺字畦地甲773番 1 から 同市別府219番 2 まで	旧	メートル 2.6~22.0 13.5~36.9	キロメートル 1.929 1.852	
			新	2.6~22.0 12.0~22.3	1.929 1.852	

○愛媛県告示第 767 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、松山地方局建設部において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成15年 3月27日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	湯山高縄北条線	北条市善応寺字畦地甲781番 5 地先から 同市別府219番 2 まで	平成15年 3月27日

